

様式例第5号の1

農地所有適格法人報告書

自 令和〇〇年 1月 1日

至 令和〇〇年 12月 31日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

垂水市農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地 垂水市上町 114 番地

名称及び代表者氏名 株式会社 垂水農園

代表取締役 垂水 太郎

電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社 垂水農園 代表取締役 垂水 太郎		
主たる事務所の所在地	垂水市上町 114 番地		
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有	無
	田	5.5 ha	
	畑	12.5 ha	
	採草放牧地		
法人形態	株式会社		

農事組合法人・特例有限会社等と記入

2 農地法第2条第3項第1号関係

粗収益の5割を超えると認められるものの作物を記入

単独で5割を超えない場合は、粗収益の多い作物から順位に3つを記入

(1) 事業の種類

区分	農		左記の農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	インゲン、玉ねぎ、水稻	農産物を原料とした 製造・加工	アパート賃貸事業等
翌事業年度の計画	インゲン、玉ねぎ、水稻	農産物を原料とした 製造・加工	アパート賃貸事業等

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	15,300,000	1,000,000
報告対象年度の1年前(実績)	15,100,000	900,000
報告対象年度(実績)	15,000,000	900,000
翌事業年度の計画	15,200,000	920,000

農業以外の収入を記入(農地所有適格法人の要件として、農業の売上高が収入全体の過半を占める必要があります)。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、當時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

氏名又は 名称	住所又は主たる事務所の 所在地	国籍等	在留資格又は 特別永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				株主 総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業 委託の 内容
				権利の 種類	面積	直近実績	翌事業年度の 計画			
垂水太郎	垂水市上町114	日本		40	使用貸借	10,000	280	300		
田神耕作	垂水市旭町61-2	日本		25	賃貸借	5,000	280	300		
市木花子	垂水市田神3000	日本		15	賃貸借	3,000	0	0	全作業委託	

「在留資格又は特別永住者」欄は、日本国籍以外の方が記載してください。また、在留資格は出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項に規定する在留資格を記載

法人の構成員のうち、農業関係者を記入
・土地提供者や農作業受託者が構成員の場合、この欄に記入

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：年 560 日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は 名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数		
			在留資格又は 特別永住者	株主 総会	種類 株主 総会
垂水 次郎	垂水市上町 114	日本		20	

議決権全体に対する割合を記入
 農地所有適格法人要件は 50%超

		議決権の数		権の割合
		株主 総会	種類 株主 総会	
(1) 農業関係者		80		80%
(2) 農業関係者以外の者		20		20%
計		100		100%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会

社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		年間従事日数	
					直近実績	年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
垂水 太郎	垂水市上町114	日本		代表取締役	280	300	150	150
田神 耕作	垂水市旭町61-2	日本		理事	280	300	280	300
市木 花子	垂水市田神3000	日本		部長	185	200	185	200
垂水 次郎	垂水市上町114	日本		部長	60	60	0	0

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当核設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3 (1) 農業関係者」欄は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第 5 号に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第 16 条の 5 に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。

5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

7 2、3 及び 4 の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

8 2 の翌事業年度の計画、3 の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに 4 の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3 の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4 の (2) については、4 の (1) の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間 150 日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。